

高松市ホール利用促進補助金申請要項

1 趣旨

サンポートホール高松及び高松国分寺ホールの利用を促進し、施設利用者の活動を支援するとともに、文化芸術の創造・発信・鑑賞の機会の拡大を図るため、対象施設において新型コロナウイルス感染症の適切な感染防止策を講じた上でイベント等を実施した主催者に対し、予算の範囲内で高松市ホール利用促進補助金を交付します。

2 申請期間

令和2年10月1日（木）～令和3年3月31日（水）

※交付決定額が予算上限に達し次第、予告なく募集を終了し、その旨を本市ホームページに掲載します。

3 対象施設

- サンポートホール高松 大ホール、第1小ホール、第2小ホール
- 高松国分寺ホール

4 補助対象者

補助対象となる事業の主催者で、次のいずれにも該当しないこと。

- 香川県暴力団排除推進条例第2条に規定する暴力団・暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者
- 国又は地方公共団体
- 対象施設の指定管理者

5 補助対象となる事業（いずれにも該当すること）

- 対象施設において、新型コロナウイルス感染症の適切な感染防止策を講じた上で実施するイベント等
- 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間に実施するもの
- 入場料又はこれに類するものを徴収するもの

6 補助対象とならない事業

次のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定後であっても補助金を交付できません。

- 他の理由により、対象施設において利用料金の減免対象となる事業
- 本市の他の補助金等を活用している又は活用しようとしている事業
- その他公序良俗に反する事業

7 補助金額

補助金の額は、1事業につき、補助対象経費[※]の合計額の2分の1（1円未満の端数切捨て）を上限とし、審査の上、決定します。

※補助対象経費

当該イベント等の実施に要した施設利用料及び設備・器具等利用料（直前の練習（利用が、本番と連続するものに限る。）及び準備・撤去に係る利用料を含みません。）

※楽屋等、対象施設に附随する施設の利用に係る経費は対象外です。

8 申請手続き

イベント等の実施後、申請期間内に次の申請書類を下記まで提出してください。

- (1) 高松市ホール利用促進補助金交付申請書（兼）実績報告書
- (2) 施設側が発行する、次の書類の写し
 - ・サンポートホール高松 利用料確認書兼請求書
 - ・高松国分寺ホール 施設利用許可書
- (3) 利用料を支払ったことが確認できる書類（領収書等）の写し
- (4) 当該イベント等の内容がわかるチラシ・パンフレット等印刷物（入場料、実施内容、感染防止対策の記載があるもの）

※提出はできるだけ郵送によることとし、提出に係る経費は申請者で御負担ください。

※必要に応じて追加書類の提出を求められることがあります。

※審査の必要上、申請内容に関して利用施設に確認を行うことがあります。

申請書類は、高松市のホームページからダウンロードできるほか、

（https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kosodate/bunka/bunsin_hallpromotion.html）

サンポートホール高松、高松国分寺ホールにて配布します。

※利用施設では、本制度に関するお問合せには対応しておりません。

9 申請後の流れ

申請内容を審査後、補助金交付の可否について文書によりお知らせします。

補助金の交付が決定した事業については、請求書等関係書類を同封しますので、速やかに請求手続きを行ってください。

10 提出・お問合せ先

高松市文化芸術振興課 ホール利用促進事業担当

〒760-8571 高松市番町一丁目8-15（高松市役所7階）

電話番号：087-839-2636 Eメール：bunka@city.takamatsu.lg.jp